## 意思表示

第20回参議院議員選挙が7月11日(日)に行われます。

所に行ってください。

高知県選挙区選挙は候補者の氏名を、 また、比例代表選挙は 名簿届出政党等の名称あるいは名簿に登載されている候補者の 名前のいずれかを記載してください。

午前7時から午後8時まで(成合、天行寺、 投票の受付は、 上倉、桑ノ川、黒滝、大改野、中ノ川は午後6時まで) です。

### ) た 方

方は、 平成16年3月11日以降に、 村へ転出し、転出先の選挙 南国市から県内の他の市町 人名簿に登録されていない 南国市で投票できま

平成16年3月24日以後に南 は南国市では投票できませ 国市に転入届を出された方 ば、前の住所地で投票でき 挙人名簿に登録されていれ 転入前の住所地で選

挙時登録を行いますので、 平成16年6月23日現在で選

> 午前8時30分~ 6 月 25 日

~7月10日

できるのは、次の皆さんです 今年6月18日以降に市内で 現在住んでいる場所で投票 平成16年3月23日までに南 昭和59年7月12日までに生 された方は、前住所の投票 住所を変わり、転居届を出 引き 局で行なう投票が、

国市に転入届を出し、

まれた方

続き住んでいる方

れる方。 ジャー、冠婚葬祭などの用 投票日に、仕事や旅行、レ 務(これまでの不在者投票 事由)に該当すると見込ま

事務局 投票期間・ 市役所4階選挙管理委員会 投票場所 時間

従来の不在者投票では、告 でご注意ください。 日の翌日からとなりますの 示の日から投票できました が、期日前投票では告示の 午後8時まで

ますが、投票期間は6月25日 不在者投票は従来どおりでき 南国市以外の市区町村で行う なお、病院・老人ホーム、

南国市選挙管理委員会

880·6571

まで

お問い合わせは

期日前投

投票できる方

うに、投票用紙を封筒に入れ 投票箱に入れることができま 不要になり、投票用紙を直接 て、それに署名する手続きが より、従来の不在者投票のよ 票に変わります。 この制度に 南国市の選挙管理委員会事務 従来の不在者投票のうち 期日前投

投票ができる方

呼吸器などの障害は第3項 項症以上、心臓・じん臓・ 両下肢・体幹の障害は第2 戦傷病者手帳を持つ方で、 疫の障害は3級以上の方。 などの障害は3級以上、免 上、心臓・じん臓・呼吸器 両下肢・体幹の障害もしく 症以上の方。 は移動機能の障害は2級以

届け出た者 (選挙権を有する あらかじめ選挙管理委員会に することができる方で、次の またはに該当する方は、 郵便等による不在者投票を 代理記載制度について ている方。 介護5である者と記載され 介護保険の被保険者証に要 介護保険上の要介護者で、

郵便で投票できます

ださい。 用紙などの交付を請求してく 理委員会にある請求書に郵便 等投票証明書を添えて、 日 午後5時までに、選挙管 在者投票ができます。7月7 付した方は、郵便等による不 員会が郵便等投票証明書を交 本人が申請し、 選挙管理委 投票

該当する方です。 できるのは、次のいずれかに 郵便等による不在者投票が

郵便等の不在者投票をする

には、「 郵便等投票証明書

症以上の方。

肢又は視覚の障害が第2項 戦傷病者手帳を持つ方で上

身体障害者手帳を持つ方で

投票所変更のお知らせ

第46投票所は、福船公民館 から岩村ふれあいセンタ 変わります。

岩村ふれあいセンター 福船、堀ノ内、蔵福寺島

第46投票所 対象地区

票所に行ってください 所入場券を持って、左表の投 送します。投票日には、投票

# **崇所入場券を忘れずに**

各世帯に投票所入場券を郵

載をさせることができるよう 者)に代理で投票に関する記 になりました。 上肢又は視覚の障害が1級 身体障害者手帳を持つ方で、

広報なんこく6月号

6

ついては、選挙管理委員会 が必要です。 申請手続きに

にお問い合わせください。

ELA	272/1	+3	
地口	区 投票区		投票 所名
	第 1	王子(北・中・南)、前永田、高見、高田、藤宮(北・南)、徳常、 笠松(北・南)、北組(1・2)、中組(東・中・西)、南組	日章営農生活改善センター
日章	第 2	永田(北・南)、上咥内、本村(北・南)、東町(西・東・駅前) 中町(1・2・3・4)、西町(1・2・3)、都築紡績	立田公民館
U 7	第 3	下咥内(南・北)、茨西(北・南)、新屋、土居、中須、開田、 大学宿舎、日章寮、高専宿舎、切正寮、空港宿舎、合同宿舎	物部公民館
	第 4	久枝(西1・2、中南、中北、東1・2・3)、下島(浜・里)	久 枝 公 民 館
	第 5	能間(東・西・北)、野田口、城陸、朝日町(南・北)、榎田町、 稲吉(東・中・西)、西窪、新川	大篠小学校体育館
大 徭		山崎、八木、田井、関、竹中、西野々、住吉野、伊達野、大埇団地、南海学園、白銀荘	竹中公民館
	第 7	篠原(東・西・北)、南小籠南	篠原中央公民館
	第8	明見	明見公民館
稲当	第 9 第10	□ 立石、千田木、土居谷、衣笠、丸山、井川、千屋崎 □ 中谷、林谷、西谷、小久保、芦ヶ谷、北地	稲生ふれあい館 小久保公民館
	- 第10	中台、林台、四台、小八床、戸ヶ台、北地   人形谷、糸木楠上、錦城、栗山、東坪池、西坪池	高齢者多世代交流プラザ
	第11	札場(1・2・3・4)、緑ヶ丘(1・2・3丁目)	(十市保育所西隣)
+ 7	<b>方</b> 第12	剣尾、東組、国政、土居谷、西和	土居浩方車庫
	第13	大小浜、八丁、阿戸、丸山	阿戸公民館
	第14	岡上、北組、中組、南組、寺山、西ヶ芝	片山公民館
	第15	上畑、室屋、土居、立石、馬橋、野尻、小田村、山口団地	三和公民館
三 乖		東場、中ノ丁、細工所、八松	中ノ丁公民館
	第17	中田、本村、岩坂(北・南)	浜改田公民館
	第18	浜田	浜 田 公 民 館
前海	第19	西組、中組、寺家、久保、東組、浜窪	寺 家 公 民 館
別が	第20	里組	下田村共同利用施設(下田村集会所)
後気	第21	東町、後免町(1・2・3・4丁目)	後免町公民館
	第22	西山、南陣山	西山公民館
	第23	北陣山、南三畠、北三畠	南三畠公民館
	第24	上末松、下末松、上廿枝、古市、祈年	SUNSUNながおか
長岡	第25	1区、2区、3区(東·西)、 東山町(1·2·3丁目)、幸町(1·2·3丁目)	中央第5集会所
	第26	4 区、5 区、6 区 (東·西)、7 区 (東·西)、小籠 (1·2丁目)、 元町 (1·2·3丁目)	中央第1集会所
	第27	東崎東部、東崎西部、宇田、日吉町(1 · 2 · 3 丁目)、 駅前町(1 · 2 · 3 · 4 · 5 丁目)	駅 前 町 公 民 館 (旧宇田公民館)
	第28	西島、たちばな、8区、小山団地、北小籠、南小籠、 土佐希望の家	中央第4集会所
国系		国分(北・南・中・西)、左右山(東・中・西)、 比江(上・下・東・城東)、国府寮	国府小学校
	第30	植田(北・南・西)	植田公民館
久礼日		久礼田(沖ノ土居・石堂・中北・中南北・中南南・西北・西南・高石)	久礼田体育館
	第32	植野(東・中・西北・西南)、領石(北・中・南)	植野公民館
瓶 岩	第33	宍崎、亀岩、外山、才谷	瓶 岩 体 育 館
	第34	成合、天行寺	成合天行寺公民館
	第35	白木谷(一道木・萩野・中ノ谷・中平・滝下・小滝・中組・番所・中部・小倉)	白木谷消防屯所
上倉	第36	(下・上)八京、丸山組	八京公民館
/_	弗3/	奈路(東・西・北)	奈路公民館
	第38	中谷、上倉	中谷公民館
	第39	桑ノ川、黒滝、大改野、中ノ川	黒滝公民館
	第40	笠ノ川(東・西・南)、八幡(東・西・南)	笠ノ川公民館
岡豊	第41	小蓮(東・西)、定林寺、滝本	定林寺公民館
	第42	蒲原、小蓮看護婦寮、蒲原医大宿舎、県住蒲原住宅、蒲原住宅	蒲原公民館
m> ~	第43	中島(山畠・町・沖)、常通寺島、江村、吉田、小篭、中島医大宿舎	中島消防屯所
野田		上野田、下野田、西野田、西野田町(1・2・3・4丁目)	野田公民館
岩林	第45	包末、(東・西)金地   短い 根 ハウ	包末公民館
	第46	福船、堀ノ内、蔵福寺島	岩村ふれあいセンター